

令和6年度 門真市国民健康保険 保健事業実施計画

1. 目的

被保険者の健康の保持増進を実現するため、総合的かつ効果的に保健事業を実施することを目的として、以下に定める基本方針に基づき事業を実施するものとする。

2. 基本方針

令和6年度から令和11年度までの6年計画として策定した「門真市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、着実に保健事業を推進していくことにより、被保険者の生活の質(QOL)の維持・向上及び健康寿命の延伸、更にはその結果としての医療費適正化に努める。また、令和8年度は「第3期データヘルス計画」の中間年にあたるため、計画全体の中間評価を行い、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行うこととする。

(1) 特定健康診査・特定保健指導

高血圧や糖尿病等の生活習慣病の予防を推進するため、特定健康診査の受診率の向上に努め、被保険者の健康保持・増進を図る。

また、特定保健指導の効果的な実施により、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の減少に努め、将来の生活習慣病の発症予防を図る。

特定健康診査・特定保健指導を実施するにあたり、生活習慣病の予防に関心を持つよう広く啓発を行い、特定保健指導に該当しない被保険者に対しても健診結果に応じた生活指導等を行うことで生活習慣病の予防を図る。

(2) データヘルス計画に沿った事業運営

特定健康診査・特定保健指導結果及びレセプトデータなどの分析等により「門真市国民健康保険第3期データヘルス計画」において、明確化された健康課題に対し、PDCAサイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業を推進する。

(3) 人間ドック検診事業

疾病の早期発見・予防を目的として、人間ドック検診の受診費用の助成を

行うことで、被保険者の健康保持を図る。

(4) 特定健診未受診者対策事業

特定健診未受診者に対し、ハガキ等による受診勧奨を実施する。受診勧奨の実施にあたっては、特に若年層の受診率を向上させるため、40～50歳代の未受診者への受診勧奨を強化するとともに、さまざまな機会を活用し、特定健康診査の意義や必要性等の周知を行う。

(5) 重症化予防対策事業

特定健診の結果から、高血圧症、糖尿病、脂質異常症が疑われる者または治療中であってもコントロール不良が疑われる者、加えて治療中断者に対し、訪問や電話、文書による受療勧奨や服薬確認等を行う。

(6) 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病性腎症等が疑われる者または治療中であってもコントロール不良が疑われる者、加えて治療中断者に対し、訪問や電話、文書による受療勧奨や服薬確認等を行う。

(7) 重複・多剤投与者対策事業

重複・多剤投与が疑われる被保険者に対し、適正受診を促すことにより、医療費の適正化を図る。

3. 事業計画

基本方針に基づき次の事業を実施する。

事業名	実施内容
(1)特定健康診査事業	<p>「門真市国民健康保険第3期データヘルス計画」に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に把握するとともに、被保険者の健康増進に寄与するため。</p> <p>(対象者) 40歳以上75歳未満の被保険者 ※年度内に40歳に到達する者も含む。</p> <p>(実施期間) 令和6年6月1日～令和7年3月31日</p> <p>(実施場所) ○集団健診 門真市保健福祉センター 門真市南部市民センター 門真市民プラザ</p> <p>○個別健診 ・門真市内の取扱医療機関 ・大阪府医師会との集合契約により委託された大阪府内の取扱医療機関</p> <p>(自己負担) 無料</p> <p>(目標受診率) 令和6年度：33%</p>
(2)特定保健指導事業	「門真市国民健康保険第3期データヘルス計画」に基づ

	<p>き、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、その要因となる生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識し、行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができ、また、生活習慣病の予防に資するよう本事業を実施する。</p> <p>(対象者) 特定健康診査受診者のうち、動機付け支援及び積極的支援該当者（受診者の腹囲や血液検査の各結果等から抽出された被保険者）</p> <p>(実施期間) 特定健診結果を通知後、随時実施</p> <p>(実施場所) 特定保健指導業務受託機関及び門真市内の特定保健指導取扱医療機関</p> <p>(自己負担) 無料</p> <p>(目標受診率) 令和6年度：15%</p> <p>(利用勧奨) ○特定保健指導未利用者に対する勧奨ハガキの送付 ○特定保健指導未利用者に対する電話勧奨の実施 ○ICTを活用した保健指導の実施 ○イベント開催の実施</p>
(3)人間ドック検診事業	<p>門真市国民健康保険被保険者の健康増進や、疾病の早期発見・予防を図るため、人間ドック検診について、事前に申請等を行うことで費用を助成する。</p> <p>(対象者) 次の条件すべてを満たしている人 ①受診日に門真市国民健康保険に加入している人</p>

	<p>②受診日の年齢が 30 歳～74 歳である人</p> <p>③過年度の保険料を完納、または納付誓約を履行している人</p> <p>④同一年度内において本事業による人間ドック検診を受診していない人</p> <p>⑤同一年度内において特定健診を受診していない人</p> <p>(実施期間) 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日</p> <p>(実施場所) 指定医療機関：摂南総合病院、蒼生病院 ※指定外医療機関でも可能（ただし、特定健診の検査項目をおおむね満たしている場合に対象）</p> <p>(受診者負担額及び助成額)</p> <p>○指定医療機関で受診する場合の受診者負担額</p> <table border="0"> <tr> <td>基本検診</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>基本検診+頭部 CT スキャン</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td>基本検診+頭部 MRI 検査</td> <td>28,500 円</td> </tr> </table> <p>※頭部 CT スキャン、頭部 MRI 検査のみは不可</p> <p>○指定医療機関以外で受診する場合の助成額 人間ドックに要した費用（上限 20,000 円）</p> <p>(周知方法)</p> <p>○特定健康診査受診券同封のパンフレット</p> <p>○国民健康保険被保険者証送付時のパンフレット</p> <p>○広報紙等による啓発活動</p> <p>(その他)</p> <p>本事業により人間ドックを受診した者で、40 歳～74 歳の特定健康診査受診対象者については、人間ドック検診受診を特定健康診査受診とみなし、検査結果を特定保健指導やその他の保健事業に活用する。</p>	基本検診	20,000 円	基本検診+頭部 CT スキャン	25,000 円	基本検診+頭部 MRI 検査	28,500 円
基本検診	20,000 円						
基本検診+頭部 CT スキャン	25,000 円						
基本検診+頭部 MRI 検査	28,500 円						
(4)特定健診未受診者対策事業	<p>特定健診未受診者に対し、ハガキ等による受診勧奨を実施する。受診勧奨の実施にあたっては、若年層の受診率を</p>						

	<p>向上させるため、40歳～50歳代の未受診者への受診勧奨を強化するとともに、さまざまな機会を活用し、特定健康診査の意義や必要性等の周知を行う。</p> <p>(受診勧奨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定健診の未受診者に対する勧奨ハガキの送付 ○特定健診の未受診者に対するSMS（ショートメッセージサービス）の送付 ○特定健診の未受診者に対する電話による勧奨 ○特定健診の未受診者に対する医療機関からの勧奨 ○特定健診だよりや市ホームページ等による受診啓発 ○アスマイルアプリによる勧奨
(5)重症化予防対策事業	<p>特定健診の結果から、高血圧症、糖尿病、脂質異常症が疑われる者または治療中であってもコントロール不良が疑われる者、加えて治療中断者に対し、訪問や電話、文書による受療勧奨や服薬確認等を行う。</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定健診だよりなどにより、生活習慣病の危険性等の周知を図る。 ○生活習慣病に関する健康教育講座を連携して実施する。
(6)糖尿病性腎症重症化予防事業	<p>糖尿病性腎症等が疑われる者または治療中であってもコントロール不良が疑われる者、加えて治療中断者に対し、訪問や電話、文書による受療勧奨や服薬確認等を行う。</p>

(7)重複・多剤投与者対策事業	重複・多剤投与が疑われる被保険者に対し、文書や訪問による適正受診を促すことにより、医療費の適正化を図る。
-----------------	--

4 推進体制

